

令和8年度

相模原市立中央小学校

# いじめ防止基本方針

相模原市立中央小学校

令和8年4月1日より施行

# 相模原市立中央小学校いじめ防止基本方針

## [めざす子どもの姿など]

「進んで学びたくましい子」の育成

進んで学ぶ子(知) 明るく健康な子(体) 思いやりのある子(徳)

(2026年度取組の重点)

- ① 生きて働く確かな学力保障
- ② 一人一人を大切にする支援教育・キャリア教育の推進
- ③ 健康・安全教育の推進
- ④ 家庭・地域と連携した教育活動を推進

### [家庭・地域との連携]

- ・ あいあーるネット
- ・ 中央小学校 PTA
- ・ レインボーズ
- ・ 教育支援ボランティア
- ・ 自治会
- ・ 中央公民館
- ・ 青少年健全育成協議会

### [校内組織]

[中央小学校いじめ防止対策委員会]

(委員長) 校長

(副委員長) 副校長

(委員)

教務主任、学級担任

児童支援専任教諭

児童指導担当 養護教諭

支援教育コーディネーター

学校・警察連絡員

青少年教育カウンセラー

スクールソーシャルワーカー

### [関係機関との連携]

- ・ 教育委員会
- ・ 青少年相談センター
- ・ 中央子育て支援センター
- ・ 児童相談所
- ・ 相模原警察署、県警少年相談保護センター
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 中学校区小中連携教育推進協議会
- ・ ケース会議

## 【いじめの未然防止】

いじめは、すべての児童等に関係することと捉え、安心して学習できる環境づくりをする。

学校内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

- (1) いじめに係る教職員間の共通理解や児童、保護者への周知徹底  
いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (2) 授業づくり、学級、学年集団づくり  
児童が主体的に参加、活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 自己有用感を高める取組  
学校の教育活動全体（授業、あいさつ運動、自分からの活動、児童集会、委員会の取組等）を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。
- (4) 人権教育、道徳教育の充実  
学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、読書活動、体験活動などを推進する。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組の推進。

### 【いじめの早期発見】

いじめを行わないよう、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、すべての児童がいじめの問題に関して理解を深め、お互いを尊重し合える関係をつくる。

- (1) 日常的な行動観察（記録や共通理解）、児童の様子に目を配り、すべての児童の状況把握に努める。
- (2) アンケート調査（学期に1回）や教育相談（随時）などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめ等について、どの教職員でも相談を行うことのできる体制を整備する。

### 【いじめへの対処】

いじめの疑いを発見した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに対応する。

- (1) 正確な実態把握から、組織的な認知へ  
当事者双方や周りの子どもからの聞き取り等を行い、情報収集と事実確認に努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。
- (2) いじめの指導体制、方針決定（いじめ防止対策委員会の開催）教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整える。教育委員会、関係諸機関と連絡調整・連携を行う。
- (3) 子どもへの指導・支援  
いじめられた子どもの保護に努め、心配事や不安を取り除く。教育的配慮を十分行い、毅然とした態度で加害児童等に指導を行う。加害児童の保護者についても報告し、協力を求めていく。

## 1 いじめ防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 2 いじめの防止等のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：「相模原市立中央小学校いじめ防止委員会」

○構成員：校長、副校長、教務主任、学級担任、児童指導主任、児童支援専任教諭、養護教諭、支援教育コーディネーター（学校・警察連絡員、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

○いじめ防止対策委員会を中心とした取組

- ① 年度初めの職員会議及び教員研修の実施により、全職員がいじめの定義及び対処方針についての確認を行う。

- ② 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童、保護者に説明を行う。
- ③ いじめ未然防止、早期発見のために、全児童を対象に定期的（学期に 1 回）にアンケート調査を実施する。
- ④ 学年会（週 1 回）、打ち合わせ（2 週に 1 回）等で、児童の様子について情報交換を行う。
- ⑤ 事案が発生した場合、会議を開き、対応策について協議する。

### 3 いじめの未然防止への取組

いじめはどの児童にも起こりうるという可能性を考慮し、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（1）児童が主体的に参加・活動で来るような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 授業の充実・改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。  
「学び合い」に重点を置くことで、心が通い合い、いじめが生まれにくい風土をつくる。

- ② 居場所づくり：話し合い活動の充実 遊びや活動を通じた仲間づくり。  
安心して話せたり、一人一人を尊重できるクラスづくり  
授業や学級活動で違う意見を述べられる、意見が違ってても人間性を否定しない風土をもったクラスづくり

（2）学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 絆づくり：委員会活動や、行事等の実行委員、係活動の自主的な運営  
わくわくタイムなどを通じた異学年交流の推進
- ② 児童会活動：あいさつ運動など、月別生活目標とリンクした取り組み
- ③ 意欲の継続：日常の学習や活動について、ショートスパンでの見とりや評価・賞賛を行い、自己有用感の育成を図る

（3）学校の教育活動全体を通じて人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動、読書活動などを推進する

- ① 人権教育の充実：自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に現れるようになることをめざす
- ② 道徳教育の充実：従来のような読み物の登場人物の気持ちを読み取る道徳ではなく、いじめを自分事として捉え、自分ならどうするかを考え、議論する道徳の充実を図る。
- ③ 体験活動の充実：出前授業や地域との交流活動等を通し、様々な立場に立って物事をとらえられるようにする。
- ④ 読書活動の充実：毎木曜日の朝学習を読書タイムとし、読書活動の充実を図っている。

また、ボランティアと連携し、読み聞かせ活動を行うことで、本との出会いの場を広げるとともに、豊かな心を育む。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①命の大切さや全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員から講話
- ②校内研修：いじめ、人権、道徳、発達障害等、各担当教員からの研修、情報提供を必要に応じて実施
- ③教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組を推進する。

- ① あいさつ運動
- ② ボランティアによる登下校の見守り、レインボーズ等による個別の支援
- ③ 青少年健全育成協議会
- ④ 中学校区小中連携推進協議会

#### 4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 職員全体で、言葉遣いや行動などの児童の様子について同じ視点を持ち、日常的な観察を行う。

- ① 休み時間や給食の時間、放課後の会話等の雑談の中で児童の様子を観察する。
- ② 健康観察、個人ノート、個人面談等で個々の児童について把握する。
- ③ 学年会、職員打ち合わせごとに情報交換を行い、情報を共有し、対応を充実させていく。
- ④ 発達障害を含む障害のある児童等について個々の障害の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。
- ⑤ 外国につながるのある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認について職員が正しい理解に努める。

(2) アンケート調査（学期に1回）や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① アンケートの実施：学期に1回
- ② 教育相談週間：Ⅰ、6月  
Ⅱ、11月  
Ⅲ、2月
- ③ 児童の状況を把握し、いじめの月間報告を行う。
- ④ 児童支援専任、支援教育コーディネーターによる日々の教室巡回

(3) 児童及びその保護者への各種相談機関の周知、教職員がいじめに関する相談を行う

体制を整備する。

- ①青少年教育カウンセラーによる相談、校内巡回〈毎週火曜日〉  
（042-753-0896；直通）
- ②さがみはら子どもSOSダイヤル（042-707-7053）  
ヤングテレホン（042-755-2552）
- ③保健室だより、相談室だよりの発行
- ③ 青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内巡視
- ⑤個人面談、希望者との個人面談、教育相談など

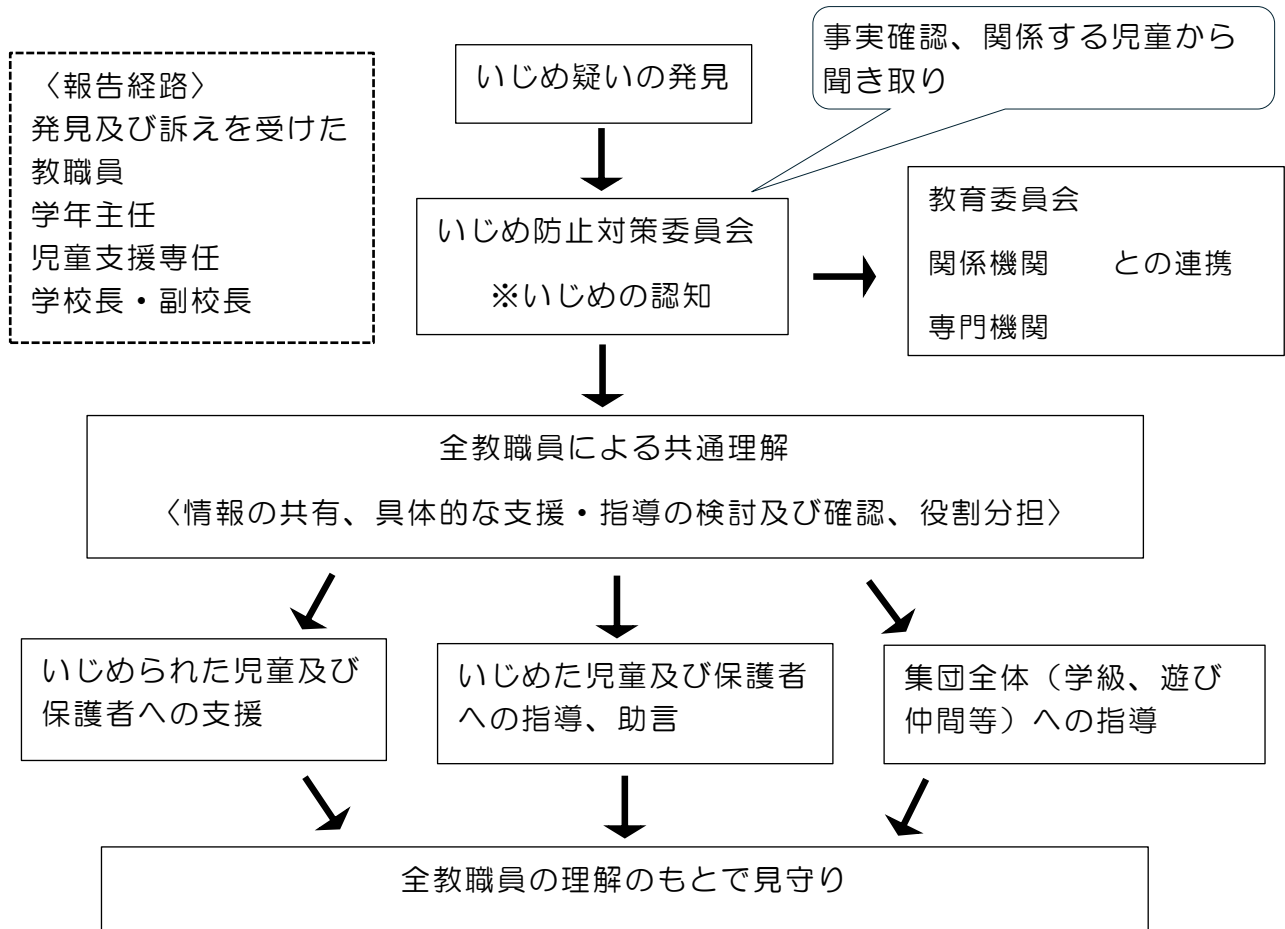
## 5 いじめへの対処

発見したり通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（1）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①いじめの疑いの情報等があったときには、速やかに事実確認を行い、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。認知した場合は、直ちに「相模原市立中央小学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
  - ②関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）へ支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
  - ④場合によっては、学校長の判断の下、出席停止命令まで検討する。
- （2）全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会・関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- ①児童指導の情報交換でいじめの情報を把握し、共通理解を図る。
  - ②内容に応じて、教育委員会・関係機関・専門機関と連携し、対応する。（事案が犯罪行為に相当しうると認められる場合には、警察への相談・通報を行う）

## 〈いじめ対処の流れ〉



## 6 重大事態への対処

### 【重大事態とは】

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、新進または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態で行う調査は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生に資するために行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

(2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。

(3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、個人情報に配慮した上で適切に報告する。